

農村下水道区域で建築を計画されている方へ



1. 農村下水道とは・・・

農村下水道とは、農村における農業用水の水質の保全、生活環境の改善、公共用水域の水質の保全に奇与することを目的に中山間地の集落毎に整備された汚水処理施設です。

一般的に「下水道」と言われる公共下水道とは異なり、集落毎の定住人口や住宅以外の建物の立地状況を踏まえて、小規模に造られており、全ての建物が農村下水道に接続できるわけではありません。農村下水道の処理区域及び町名については、位置図をご確認ください。

2. 戸建専用住宅以外の建築は、事前に相談をお願いします

小規模な農村下水道施設に大量の排水が流入すると、施設能力を超え、あふれ出すなど施設に支障となりかねません。

このため、建物の新築や増改築によって大量の排水が生じる場合は、事前に排水量や建物用途などについて提示いただき、農村下水道に接続可能かどうかを協議していただくこととなります。

(1) 協議が必要な排水量・建築計画条件 (次のいずれかに該当する場合)

- ① 一日における最大汚水量 3m^3 以上
(以下の「土地利用適正化条例」に該当しない戸建専用住宅は該当しません)
- ② 市街化区域以外における土地面積 $1,500\text{m}^2$ 以上の開発、または高さ 10m 以上の建築物
(「土地利用適正化条例」に該当するもの)

(2) 大量排水計画協議書の提出期限 (次の行為の中で最も早い日が期限となります)

- ① 「土地利用の適正化に関する条例」第6条第1項の規定による実施計画書提出日
- ② 「都市計画法」第43条第1項の規定による許可申請書提出日
- ③ 建築確認申請日
- ④ 下水道排水設備計画確認申請日

(3) 協議の内容

予定建築物の排水量及び建物用途が、農村下水道の能力の範囲内でかつ農村下水道計画に整合した施設であるかを確認し、量的条件や接続の可否について協議します。

また、接続可能な場合でも、短時間に集中して汚水が発生する場合などは、放流時間帯の調整を行うための抑制施設の設置をお願いすることがあります。

3. 公共ます未設置の土地は、全ての建物についてご相談ください

建築予定地に農村下水道の公共ますが設置されていない場合は、原則農村下水道へ接続できません。

ただし、農村下水道への接続を希望する場合は、「農村下水道公共ます新設流入許可申請書」により許可する制度がありますので、事前にご相談ください。

(注) 許可できる範囲は、農村下水道の能力の範囲内でかつ農村下水道計画に整合する建物の場合に限ります。

Q1：農村下水道に接続できない場合があるのはなぜですか？

A1： 農村下水道の施設能力は、集落毎の定住人口や計画時における住宅以外の建物の立地の状況を踏まえて、小規模に造られています。そこに大量の排水が流入すると農村下水道の能力を超えてあふれ出すなど施設に支障となりかねません。

このため、金沢市農村下水道条例第8条に排水設備からの流入制限についての規定があります。これは、一定量の下水を排除する排水設備が設けられることにより、農村下水道の損傷や流入阻害の恐れがある場合は、流入を制限することができる旨を定めたものです。

金沢市農村下水道条例 第8条 「排水設備からの流入制限」

金沢市公営企業管理者は、排水設備からの流入によって農村下水道を損傷し、その流入を妨げ、又はそのおそれがあると認めるときは、使用者に汚水の流入を制限することができる。

Q2：どうして協議対象となる最大汚水量が3m³/日なのですか？

A2： 農村下水道施設は、主に集落の定住人口のために造られており、戸建専用住宅を想定しています。戸建専用住宅は、一般的に1～2m³/日の発生汚水量であることから、それ以上の汚水量を対象に協議いただくこととしています。

Q3：農村下水道へ接続できない場合の汚水処理はどうすればいいの？

A3： 農村下水道に接続できない場合は、個人で合併処理浄化槽を設置いただき、汚水処理をしていただくこととなります。なお、農村下水道の汚水処理場も大きな合併処理浄化槽であり、処理水質も概ね同等となっています。

Q4：現在の戸建専用住宅は、農村下水道に接続していますが、公共ますが設置されていない別の土地へ建替を計画しています。その場合の取扱いはどのようになりますか？

A4： 現在地の公共ますを残置し、移転先で引き続き農村下水道への接続を希望する場合は「農村下水道公共ます新設流入許可申請書」により許可が必要です。

また、現在地の公共ますを移設（現在地の公共ますを撤去し、移転地の公共ますを新設）する場合は、「公共ます及び取付管(移設)工事申請書」により届出を行うことで接続が可能です。

※ 公共ますの新設、撤去等費用については、全て個人負担となります。

(注) 戸建専用住宅ではなく、3m³/日以上建物用途の場合の公共ます移設については、大量排水協議の対象となります。

■各種協議等の窓口

- (1) 農村下水道大量排水協議について
農村下水道公共ます新設流入について
農村下水道整備地について

金沢市企業局建設課（企業局庁舎4階）

住所：金沢市広岡3丁目3番30号 TEL（076）220-2381

- (2) 公共ます及び取付管工事申請書について

金沢市企業局お客さまサービス課（企業局庁舎1階）

住所：金沢市広岡3丁目3番30号 TEL（076）220-2377

- (3) 配管図閲覧についての窓口

金沢市企業局維持管理課（企業局庁舎2階）

住所：金沢市広岡3丁目3番30号 TEL（076）220-2662